

令和 8 年度第 2 回神石高原町農業委員会総会議事録

開会	事務局長	ただいまから令和8年度第2回神石高原町農業委員会総会を開会致します。始めに会長からご挨拶をお願いいたします。
会長挨拶		(会長挨拶)
欠席者報告	事務局長	ありがとうございました。続きまして、欠席者の報告ですが、本日の欠席者は、 委員の1名です。従いまして農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員数14名中本日の出席者は13名でございますので過半数を超えております。総会が成立することをご報告申しあげます。尚、議事の進行につきましては、会議規則第3条の規定により、会長をお願いいたします。
議事録署名 委員指名	議 長	それでは議事に入りますまでに議事録署名委員の指名をさせていただきます。本日の議事録署名委員は、 番 、 番 両委員にお願いします。
議案第1号	議 長	それでは議事に入ります。議案第1号「農用地利用集積等促進計画に対する意見聴取について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	ありがとうございました。説明が終わりました。只今の案件につきまして、ご意見・ご質問はございませんか。
	議 長	無いようでございますので採決に移らせて頂きます。 議案第1号「農用地利用集積等促進計画に対する意見聴取について」意義なき旨回答することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので、意義ない旨回答することとします。
議案第2号	議 長	続きまして、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	担当推進委員さんに事前調査をお願いしております。3-8、3-9の案件について、 推進委員さんより報告をお願いします。
	 番 (推進)	 地区担当の です。受付番号3-8、3-9について、報告します。場所は から へ の場所にあります。申請は、農地の賃貸借権の設定です。5月20日に 農業委員と申請者の 同行のもと調査しました。 は、農地所有適格法人として、 において有機肥料を使ってミニトマトを生産・販売され、規格外品はジュースに加工するなど意欲的に農業経営に取り組まれています。この度、基盤整備をしてバイオマス発電所から出る熱を利用して、ミニトマトのハウス栽培が予定されています。今回の2件の申請は、神石高原町において規模拡大をされるために、一体的な整備を予定されているもので、地元とも調整されながら進めておられるようですので、賃借権を設定されても問題ないと

		思われます。なお、今回の3条申請が許可された場合、農地改良届の提出を予定されております。今回の申請は農地を有効活用するものであり、何ら問題ないものと思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。
	議 長	ありがとうございました。説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか。
	■番	航空写真をみましたら、■所有のところにも旗が立っているのですが、これはどういうことでしょうか？
	■番	これは、1月の総会において、3条申請で■と■が土地の交換をされたのですが、地図にそれがまだ反映されていないために、前の所有者のままになっているためです。
	議 長	他にございませんか。無いようでございますので採決に移らせて頂きます。 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので、申請通り許可することとします。
議案第3号	議 長	続きまして、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	担当推進委員さんに事前調査をお願いしております。4-1、4-2の案件について、■推進委員さんより報告をお願いします。
	■番 (推進)	■地区担当の■です。受付番号4-1、4-2について、報告します。場所は、■から■に■の場所にあります。5月19日に■農業委員と■同行のもと調査しました。申請のあった2件の農地は、その他2種農地です。4-1は申請者が平成12年頃、無断で造成し、墓地として利用されておりました。4-2は、4-1の墓地や周辺農地への進入路として、周辺の道と一体的に利用するため無断で造成されておりました。墓地については、今回の4条申請と並行して、墓地埋葬法に係る申請書を提出されております。この度、始末書を添付し、転用申請されたものです。周辺農地への影響もなく、農振地域除外済み農地ですので、やむを得ないものと思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。
	議 長	ありがとうございました。説明が終わりました。只今の案件につきまして、ご意見・ご質問はございませんか。
	議 長	無いようでございますので採決に移らせて頂きます。 議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので、申請通り許可することとします。
報告第1号	議 長	続きまして、報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」を議題とします。説明をお願いします。

		(事務局説明)
	議 長	説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか。
	議 長	無いようでございますので、報告第1号を終わります。
	議 長	以上で本日ご提案します議案については終了しました。
		午後1時55分

		以上、議事の経過を記載し、その内容は相違ないことを証するため署名します。 令和8年6月26日
		会長 ■番 ■委員 ■番 ■委員